

合併処理浄化槽維持管理補助制度をご利用ください

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

合併処理浄化槽とは、微生物の働きでトイレだけでなく風呂、台所等の生活排水すべてをきれいな水にして放流する排水処理施設のことです。浄化槽法では、機能を十分に発揮させるため、保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

町では、合併処理浄化槽を適正に管理しているみなさまの負担を軽減するため、維持管理費の一部を補助しています。10人槽以下の家庭用合併処理浄化槽が対象です。

なお、トイレの排水のみを処理するものは「単独浄化槽」であり、補助制度の対象にはなりません。

維持管理とは、保守点検・清掃・法定検査のことをいいます。

- 保守点検・・・浄化槽の点検、調整や修理のことです。
- 清掃・・・浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の清掃を行うことです。
- 法定検査・・・保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査です。

【対象地域】 下水道区域(渡瀬・元原)以外の地域

【補助金額】 補助対象経費(保守点検・清掃・法定検査)の合計額の1/2(上限2万円)

【対象期間】 初めて補助金を受けた年度から継続して3年間(申請は毎年必要です)

【申請に必要な書類(申請日から1年以内の書類)】

- ①浄化槽法第11条による法定検査結果書の写し及び領収書の写し
 - ②清掃に要した費用に係る領収書の写し
 - ③保守点検に係る記録簿(直近2回分)の写し及びこれに要した1年分の費用に係る領収書の写し
- ※口座引き落としで支払っている場合は、通帳(対象経費が引き落とされている部分)の写しが必要です。

【その他】 上記書類の他に、預金通帳(補助金の振込先)及び印鑑をお持ちください。

避難指示が発令された場合は必ず避難してください

問合せ 防災環境課 防災担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

国の「避難情報に関するガイドライン」改定に伴い、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」は「避難指示」に一本化されました。

大雨等で災害発生のおそれがあり、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合は、高齢者や避難に時間のかかる方は避難を開始してください。それ以外の方も、避難準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難してください。

警戒レベル4「避難指示」が発令された場合は、**危険な場所から必ず避難**してください。

お住まいの地域にはどんな災害に対して危険があるのかハザードマップ等で事前に確認し、災害発生のおそれがある場合や町から避難情報が出た場合は、早めの避難を検討してください。

●避難とは？

天気予報や台風の進路など、事前に予想ができる場合は、安全な親戚や知人宅へ早めに移動することや、町が指定する避難所へ移動するなど、危険な場所から移動し「安全を確保」することです。

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報(発生を察知したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を視察に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ自らの行動を合わせ求めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

保護司・更生保護女性会をご存じですか

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

●更生保護活動とは

更生保護活動とは、犯罪や非行をした人が再び社会の一員として立ち直るのを助けるとともに、犯罪や非行予防を図る活動です。

●保護司とは

保護司とは、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員で、無報酬のボランティアです。保護観察官と協働して更生保護活動を行っています。現在、町では8名(うち女性1名)の保護司が活動しています。

●保護司の主な活動

【保護観察】 保護観察を受けている人と面接をし、日常生活や就労についての助言を行います。

【環境調整】 刑務所や少年院に収容されている人が、釈放後スムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰宅先の調整、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えます。

【犯罪予防活動】 関係機関・団体と連携し、犯罪防止のための啓発活動を行います。

●児玉地区保護司会サポートセンターについて

更生保護サポートセンターとは、更生保護活動を行っている保護司の活動拠点です。平成30年に開設された「児玉地区保護司会サポートセンター」には、児玉地区(旧児玉町・美里町・神川町)保護司会の企画調整保護司が交替で常駐しています。

場所: 児玉総合支所第2庁舎

運営日: 毎週火・木曜日(休日、年末年始除く) 午前9時~午後3時

●更生保護女性会とは

更生保護女性会は、犯罪をした人や非行をした少年の立ち直りを助け、犯罪・非行のない明るい社会をつくらうとするボランティア団体です。

●更生保護女性会の主な活動

- ・社会を明るくする運動への参加 ・施設訪問、学校訪問
- ・愛の募金活動の実施
- ・小中学校、幼稚園、保育所(園)や学童等への図書費贈呈
- ・小中学校でのあいさつ運動 ・各種研修や講座への参加

スズメバチ駆除費の一部を補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、一般住宅にできたスズメバチの巣の駆除を業者に依頼した場合、駆除費の一部を補助しています。

【補助対象】 一般住宅(賃貸物件を除く)にできたスズメバチの巣の駆除

【補助金額】 駆除費用の1/2(上限1万円)

- 【必要書類】
- ①申請書(町指定の様式)
 - ②駆除に要した費用の領収書
 - ③写真(駆除前と駆除後)

上記のほかに、通帳(振込先口座)および印鑑をお持ちください。

【駆除業者について】 町内外を問わず、駆除業者であれば補助対象となります。

【その他】 ●申請の期限は、領収書の日付から30日以内になります。

●町職員による駆除は行っておりません。